

使用前検査変更申請書

廃炉発官R2第191号
令和2年11月17日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

平成30年5月14日付け廃炉発官30第50号をもって申請し、
平成30年6月6日付け廃炉発官30第74号、
平成30年7月13日付け廃炉発官30第130号、
令和元年12月26日付け廃炉発官R1第163号、
令和2年5月12日付け廃炉発官R2第40号、
令和2年10月20日付け廃炉発官R2第158号及び、
令和2年11月12日付け廃炉発官R2第177号をもって変更した
放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設雑固体廃棄物焼却設備)
に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 (増設雑固体廃棄物焼却設備) 増設雑固体廃棄物焼却設備建屋 廃液処理設備 堰その他の設備 補助遮へい 実施計画 II. 2. 44 参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日: 令和 2年11月 4日)
検査を受けようとする工程	構造, 強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 平成30年 7月26日 至 令和 2年12月18日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和 3年 3月 9日

変更事由

「令和2年11月12日付」で提出した「廃炉発官R2第177号」の記載に誤りがあったため、記載内容を変更した。

変更内容については、「廃炉発官R2第40号」の申請日である「令和元年5月12日付」を、「令和2年5月12日付」とした。

また、「令和2年10月20日付」で提出した「廃炉発官R2第158号」についても、記載に同様の誤りがあった。

工事の工程に関する説明書

年月	2017				2018				2019				2020																												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				
増設雑固体廃棄物 焼却設備建屋工事									☆	☆			☆																								▽	☆	☆	☆	△

─ : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

増設雑固体廃棄物焼却設備 : 管理対象区域

別添 : 検査場所図

以 上

検査場所図

